

令和5年度運営指導結果 サービス種別：介護老人福祉施設

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
香南香美老人ホーム組合	香南市	特別養護老人ホーム三宝荘	R5.11.28	1 届出している建物の平面図について、実態と相違していることが認められた。 また、運営規程並びに介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更について届け出ていないことが認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項（従業員の員数）が認められたので、是正すること。	改善済	
社会福祉法人大野見福祉会	高岡郡中土佐町	特別養護老人ホーム大野見荘	R5.11.30	1 併設の指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を当該施設の居室として使用していることが認められた。 また、管理者の変更について届け出ていないことが認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項（従業員の員数及び利用料）が認められたので、是正すること。	改善済	
社会福祉法人カルスト会	高岡郡椿原町	特別養護老人ホーム椿原心じの家	R5.11.21	1 入所者の介護保険被保険者証について、介護保険施設の種類、名称及び入所年月日を記載していないことが認められた。	改善済	
津野山養護老人ホーム組合	高岡郡津野町	特別養護老人ホーム高原荘	R5.3.22 R5.3.23	1 入所者の被保険者証に入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を記載していないことが認められた。 2 介護報酬の額の算定に当たり、次の（１）から（３）のとおり不適切な事例が認められた。 （１）厚生労働大臣が定める施設基準を満たしていない期間があったにもかかわらず、日常生活継続支援加算（Ⅰ）を算定 （２）看護職員の数が満たすべき数を下回っている期間があったにもかかわらず、看護体制加算（Ⅱ）を算定 （３）専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置していないにもかかわらず、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定	改善済	